

令和6年7月1日

令和6年第2回神奈川県議会定例会

共生社会特別委員会資料

I	当事者目線の障がい福祉について .....	1
II	多文化共生に向けた取組について .....	17
III	困難な問題を抱える女性等への支援について.....	24

## I 当事者目線の障がい福祉について

### 1 当事者目線の障がい福祉の理解促進について

令和5年4月1日に施行した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」(以下「条例」という。)に基づく当事者目線の障がい福祉の理解促進に係る令和6年度 of 取組について報告する。

#### (1) 障がい者の意思決定支援の推進

意思決定支援は、条例において、その推進を県の責務と位置付けており、障がい者が自ら望む暮らしが実現できるよう取り組む支援である。

県では、まずは障害者支援施設における意思決定支援を推進していくため、国の意思決定支援ガイドライン(以下「国ガイドライン」という。)を補完する「神奈川県版ガイドライン」(以下「県版ガイドライン」という。)を活用し、県内障害者支援施設88か所を対象に次の取組を行う。

##### ア 県版ガイドラインの普及

- ・ 県職員が障害者支援施設を訪問し、意思決定支援の実践に必要な具体的手法を示した「県版ガイドライン」を活用して、意思決定支援の意義を説明し、取組を促進する。

##### イ 専門アドバイザーによる助言等

- ・ 意思決定支援の具体的な実践に向けて助言等をする「意思決定支援専門アドバイザー」について、施設への派遣を拡充する。
- ・ 令和6年度から派遣する施設に対して、取組の経費の一部を補助する。

##### ウ 障害福祉サービス事業者等への研修

- ・ 「国ガイドライン」及び「県版ガイドライン」に基づいて、基礎的な知識や具体的な手法を学ぶ障害福祉サービス等の従事者向け研修を年10回(定員480人)実施する。

##### エ 実践報告会の開催

- ・ 障害者支援施設を対象に、新たに意思決定支援に取り組む施設の好事例を共有するとともに、支援者の横のつながりを作ることを目的に「実践報告会」を年3回対面及びリモートのハイブリッドで開催する。

## (2) 条例の普及啓発に係る主な取組

障がい当事者や関係団体、市町村等と連携して、次の取組を行う。

### ア 県民に対する取組

- ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発と併せ、イベント等で条例を周知するリーフレットの配布等を行う。
- ・ 当事者目線の障がい福祉の理解を深めるため、関係団体と連携し、フォーラムイベントを開催する。

### イ 若年層に対する取組

- ・ 小・中学校、高等学校の児童、生徒及び教員を対象に障がい当事者を講師とした出前講座を年間20校程度で実施する。
- ・ 県内の大学と連携し、当事者目線の障がい福祉に関する授業を実施する。

### ウ 障がい当事者団体に対する取組

- ・ 障がい当事者団体が主体的に行う勉強会やネットワークづくり等の取組を支援する。

### エ 障害福祉サービス提供事業者等に対する取組

- ・ 意思決定支援の普及、定着と併せ、当事者目線の障がい福祉の理解促進を図る。

### オ 県職員に対する取組

- ・ 県職員一人ひとりが「当事者目線」を深く理解するため、新任管理職研修や新採用職員研修、福祉職専門研修等の階層別・職種別研修の中で啓発する。
- ・ 津久井やまゆり園の鎮魂のモニュメント等を活用した実地研修を福祉職新採用職員等を実施する。
- ・ 各所属の「当事者目線の障がい福祉施策推進主任者」を対象に研修を実施する。

## 2 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

令和5年7月末に策定した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」(以下「アクションプラン」という。)に基づく利用者支援等の改善について報告する。

### (1) アクションプランに基づく取組状況

#### ア 園と県本庁の取組

アクションプランに掲げる4つの柱ごとに取組を進めている。

#### (ア) 人生に共感し、チームで支援する

これまでどのような人生を歩んできたのか、生育歴から利用者の人生を理解し共感するため、次の取組を進めている。

##### a 支援改善アドバイザーとのカンファレンスを通じた生育歴の理解と人となりシートの作成

- ・利用者86名中53名のカンファレンスを実施(令和6年3月現在)

##### b 利用者本人と、園長をはじめとした園職員との面談を実施

- ・利用者69名の面談を実施(令和6年3月現在)

##### c モニタリング会議に利用者本人が参加

- ・利用者45名が会議に参加(令和6年3月現在)

#### (イ) 暮らしをつくる

施設の中だけで完結していた暮らしから、当たり前地域で活動する暮らしに向け、次の取組を進めている。

##### a 秦野駅前拠点「らっかせい」での活動の充実

- ・花壇整備や公園清掃に加え、商店街でのリサイクル活動等の開始
- ・利用者実人数38名、延べ735名が参加(令和6年3月現在)

##### b 近隣農家や他事業所との連携による、農作業を通じた地域連携の取組

- ・令和5年7月にキックオフミーティングを開催し、現在、地域の農地を活用し、3か所で農作業を実施

##### c 園外の事業所への通所

- ・体験利用を含め、利用者19名が通所(令和6年3月現在)

#### (ウ) いのちを守る施設運営

利用者一人ひとりのいのちを守るという強い意識をもち、次の取組を進めている。

- a 一人ひとりの利用者の健康状態の再アセスメントを実施
    - ・ 健康診断結果を経年の推移で確認
    - ・ 服用している薬の開始時期や目的を再確認
    - ・ 食事リスクのある利用者のリストを作成
  - b 園外の医療機関を受診し、園内では実施できない検査を積極的に行い、体調不良の根本的な原因究明を実施
- (I) 施設運営を支える仕組みの改善
- a 利用者満足度調査を実施
  - b ICF（国際生活機能分類）を活用した研修を実施
  - c 職員の不安、悩み、ストレスを解消するための取組の一環として全職員を対象にしたアンケートを実施
  - d 他の民間施設へヒアリングを行い、人員配置体制等を検討

## イ 取組実績

### (7) 暮らしの変化

- ・ 日中活動の充実を図ることで、居室施設をはじめとする身体拘束は、県ホームページで公表を開始した令和2年12月に61件だったものから、令和6年3月に3件まで減少している。
- ・ 全利用者の半数程度が「らっかせい」を利用したり、近隣農家や他事業所との連携による農作業に取り組む等、地域の活動の場に参加する利用者が広がっている。
- ・ 園外の事業所へ通所した利用者数は昨年度の2倍になるなど、日中活動の充実が進んでおり、園外の通所やグループホームの体験利用を続けてきた2名はグループホームに移行した。

### (4) 利用者の変化

- ・ 園外での活動を重ね、地域の方々との交流を通して、笑顔が増えていたり、清掃活動で感謝されることで誇らしい表情をされたり、これまで見ることはできなかった、いきいきとした表情が見られている。
- ・ 他施設の利用者と一緒に清掃活動等に取り組むことで、普段よりも長時間、活動に参加されている等、仲間意識や活動への意欲の高まりが見られている。
- ・ 農作業で収穫用のはさみを使えるようになった、活動場所までバスで移動ができたなど、本人の新たな可能性が引き出されている。

#### (ウ) 職員の变化

- ・ 園外で地域の方々と利用者と一緒に活動し、昼食を摂ることで、利用者のいきいきとした表情を目の当たりにし、楽しさややりがいを持って支援にあたる等、意識の変化が現れてきた。

### ウ 取組を進める中で気付いた課題への対応

#### (ア) 課題

##### a 利用者の機能低下に関する課題

- ・ 園の再整備（平成12年）で入所した20～30代の利用者が現在40～50代の若さで歩行機能の低下により車椅子を利用するようになった。
- ・ 現在、車椅子を利用している利用者24名のうち、16名は、40～50代で、このうち9名は入所後に車椅子を利用するようになった。

##### b 栄養に関する課題

- ・ 低栄養が懸念される利用者は36人、食事形態に配慮が必要な利用者は58人と食事リスクのある利用者が多い。

##### c 医療に関する場面での課題

- ・ 眼科検診で白内障の所見を受ける利用者は年々増加（令和4年度39人、令和5年度42人）しているが、受診して治療等をしている利用者は10名のみである。（令和5年8月現在）
- ・ てんかん薬の処方にあたって、園では定期的に脳波検査をしているが、一部利用者は障害特性のため脳波検査を受けられないと職員が判断し、検査せずに服薬しているケースがある。
- ・ 職員に健康管理に必要な知識が不十分で、日常の生活場面において健康面の変化に気づくことができていなかった。

#### (イ) 課題への対応

- ・ 利用者の暮らしや意欲を奪ってきたという反省のもと、支援改善アドバイザーの指導を仰ぎながら、カンファレンスを通して、利用者一人ひとりの人となりを理解して関わりを深めていく。
- ・ また、日々の暮らし、健康データ、定期健康診断の結果などから、職員が利用者の日々の変化に気づき、利用者本人が意欲を持って健康に暮らしていけるよう支援していく。
- ・ 全ての職員が利用者本人の持つ生きる意欲や健康を守るという強い意識をもって、利用者の活動や社会参加を広げていくため、利用者を主体とした地域づくりに取り組んでいく。

## (2) アクションプランの見直し

アクションプランに基づく取組状況について、利用者家族への説明を行うとともに、令和6年3月に開催した第2回「県立中井やまゆり園改革アドバイザー会議」（以下「アドバイザー会議」という。）の意見を踏まえ、アクションプランの見直しを行う。

### ア 利用者家族からの意見（2月、4月）

＜主な意見＞

- ・ 家族会で要望して実施した、らっかせいの見学会や意思決定支援の学習会は、今年度も引き続き実施してもらいたい。
- ・ アクションプランの取組は、利用者からみた進捗状況を教えてもらいたい。
- ・ アクションプランに基づく取組の中で、生育歴や人となりシートの作成に当たって、職員から過去のことを聞きたいと言われるが、親の育て方が悪かったと指摘されるような印象を持つてしまうので、事前に十分な説明をしてほしい。
- ・ 新年度になり、人事異動で職員が入れ替わっても、引き継ぎをしっかりとって、生育歴の理解を深めてほしい。また、徹底して事故のないように努めてほしい。

### イ アドバイザー会議からの意見（3月）

＜主な意見＞

- ・ 日中活動については、「らっかせい」に約半数が参加しており、残りの利用者は園内で日中活動を行っており、日中活動の充実が図られている。
- ・ 機械浴槽の検討等のハード面も含め、毎日入浴できるよう改善を進める等、入浴や食事についても、利用者の暮らしを考えた生活環境を整えていく必要がある。
- ・ 利用者満足度調査は、利用者の意思決定に関わる大切なものであり、生育歴の理解を深めていくこと、単に職員が聞き取るのではなく、職員と利用者が話し合っていくこと等、丁寧に進めていく必要がある。
- ・ 寮やホームの扉は依然として施錠されており、開錠を進めていく必要がある。
- ・ 虐待対応は、時間をかけずに迅速に調査をする必要がある。
- ・ 地域生活移行を進め、利用者が暮らしやすい施設規模にしていく必要がある。

## ウ アクションプランの見直し内容

アクションプランに掲げる4つの柱は継承し、次のとおり見直しを行う（主な見直し箇所は別紙参照）。

- ・ 利用者を主体とした地域づくり、職員が利用者への共感を深める一層の取組ができるよう、令和6年度の重点事項を盛り込んだ。
- ・ 利用者家族によるらっかせいの見学会や意思決定支援の学習会、虐待が疑われる事案が発生した場合の迅速な対応の徹底等、新たな取組を追加した。
- ・ 地方独立行政法人化に向けて、園内の修繕・改修箇所を洗い出し、年度ごとの計画的な修繕や環境整備を進める取組を追加した。

### (3) 今後について

- ・ 令和6年度の重点事項を中心に、引き続き、アクションプランに示したスケジュールに基づき、県本庁と園が一体となって具体的な取組を進めていく。
- ・ 令和6年9月頃と令和7年3月頃にアドバイザー会議を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて、アクションプランを見直す。
- ・ アクションプランの取組やその中で明らかになった課題については、有識者や大学などと連携しながら、必要なデータや記録の収集を開始するなど、地方独立行政法人化後に速やかに研究を始めるための準備を進める。

### <別添参考資料>

参考資料 「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～（令和6年6月改定案）」

## (アドバイザー会議構成員一覧)

(50音順、敬称略)

氏名	所 属	区分
大川 貴志	社会福祉法人同愛会 支援力向上推進室	施設関係
小西 勉	ピープルファースト横浜 会長	当事者関係
佐藤 彰一 (議長)	國學院大学 名誉教授	学識関係
隅田 真弘	足柄上地区委託相談支援事業所相談支援センター りあん ピアサポーターフレンズ	当事者関係
野崎 秀次	汐見台病院 小児科、児童精神科、 精神保健指定医 医師	医療関係
渡部 匡隆 (副議長)	国立大学法人横浜国立大学大学院 教育学研究科 教授	学識関係

※ 小川 陽委員（特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント  
従事者ネットワーク理事）は、本人からの申し出により昨年度末で辞任。



新	旧
<p>体的な支援内容を盛り込んだ支援計画を策定し、チームで支援する。なお、<u>生育歴や人生が分かるシートは家族を始め関係者と共有する、職員向けの研修や意思決定支援に関する研修に家族をはじめとした関係者も参加する等、支援の方向性を共有する。</u></p>	<p>体的な支援内容を盛り込んだ支援計画を策定し、チームで支援する。なお、<u>_____</u> <u>_____</u>職員向けの研修<u>_____</u> <u>_____</u>に家族をはじめとした関係者も参加する等、支援の方向性を共有する。</p>
(略)	(略)
(ガバナンス強化)	(ガバナンス強化)
<p>3-1 <u>形骸化していた会議を統廃合し、課寮長以上が参加する拡大幹部会議を組織としての意思決定を行う会議体として、利用者の情報を園内に共有することで、園の職員が利用者全員に対して主体性を持ち、支援目標や直面している課題を理解する。</u></p>	<p>3-1 <u>生活状況連絡会議（課寮長定例会：仮称）を新たに設け、</u> <u>_____</u>利用者の情報を園内に共有することで、園の職員が利用者全員に対して主体性を持ち、支援目標や直面している課題を理解する。</p>
<p>3-2 <u>業務の見直しや園内の応援体制を検討し、上記会議や寮会議等に職員が参加できる体制を構築する。</u></p>	<p>_____</p>
<p>3-3 <u>上記_____会議に本庁職員も参加し、支援の状況を共有する。</u></p>	<p>3-2 <u>上記連絡会議に本庁職員も参加し、支援の状況を共有する。</u></p>
(略)	(略)
II 暮らしをつくる	II 暮らしをつくる
(略)	(略)
(利用者との関わり)	(利用者との関わり)
<p>1-3 <u>利用者や家族の目線に立ち、寮出入口、ユニット出入口やトイレ、洗面の施錠について、原則開錠に向けて取り組む。同様に、水栓を閉じている箇所についても、開栓に取り組むなど、生活環境の整備を推進する。</u></p>	<p>1-3 <u>利用者や家族の目線に立ち、_____ユニット出入口やトイレ、洗面の施錠について、_____取り組む。同様に、水栓を閉じている箇所についても、開栓に取り組むなど、生活環境の整備を推進する。</u></p>
(略)	(略)
(地域づくり)	(地域づくり)
<p>2-1 <u>秦野駅前に設置した活動拠点（「らっかせい」）を活用し、周辺地域の公園清掃や花壇の手入れなどを行うなど、地域に根差した活動を実施するとともに、近隣住民との交流を図る。なお、家族をはじめとした関係者の見学会を定期的に開催する等、関係者の理解と協力を得ながら、取組を進める。</u></p>	<p>2-1 <u>秦野駅前に設置した活動拠点（「らっかせい」）を活用し、周辺地域の公園清掃や花壇の手入れなどを行うなど、地域に根差した活動を実施するとともに、近隣住民との交流を図る。</u> <u>_____</u> <u>_____</u></p>
(略)	(略)
(地域生活を実現するための検討)	(地域生活を実現するための検討)
6 重度訪問介護相当サービスの体験利用	6 地域で一人暮らしをしている実例の情

新	旧
<p><u>を提供した事業所に対する補助金の活用を促し、利用者が施設に入所中であっても、在宅生活を体験し、地域生活のイメージを持つことができるよう支援する。</u></p>	<p><u>報を収集し、それに関わる市町村等と意見交換を行いながら、施設入所中または地域生活移行後に活用できる重度訪問介護等の支援策を検討する。</u></p>
(略)	(略)
<p><b>施設を居心地の良い環境に改善する</b></p>	<p><b>施設を居心地の良い環境に改善する</b></p>
<p>1-4 <u>園内の修繕・改修箇所を洗い出し、年度ごとの計画的な修繕や環境整備を検討し、令和7年度までに、利用者が生活するにふさわしい環境を実現する。</u></p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
(略)	(略)
<p><b>地域での活動を具体的に実現するための当事者目線の事業計画・行事計画を利用者と一緒に作成する</b></p>	<p><b>地域での活動を具体的に実現するための当事者目線の事業計画・行事計画を利用者と一緒に作成する</b></p>
<p>1-3 <u>アクションプランに基づく取組は事業計画・行事計画において、誰がいつまでに何をするか明確化する。</u></p>	<hr/> <hr/> <hr/>
(略)	(略)
<p><b>Ⅲ いのちを守る施設運営 (日常の健康管理)</b></p>	<p><b>Ⅲ いのちを守る施設運営 (日常の健康管理)</b></p>
(略)	(略)
<p>1-7 <u>利用者の体調の変化や違和感を見逃さず、適切なタイミングで園内診療所の診察のほか園外受診へつなげる。なお、精神科等の診察時には、家族の希望に応じて同席・面談の機会を設ける。</u></p>	<p>1-7 <u>利用者の体調の変化や違和感を見逃さず、適切なタイミングで園内診療所の診察のほか園外受診へつなげる。</u></p>
(略)	(略)
<p>1-8 <u>利用者の命を守る取組にあたって、職員の関わりや暮らしづくりの重要性を園全体で認識するため、日中活動の充実等の利用者の暮らしの変化が利用者の健康状態や薬の減量等にどう影響したか、園内で共有する場を設ける。</u></p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
(略)	(略)
<p><b>(知的障がい者が適切に医療を受けられる体制の検討)</b></p>	<p><b>(知的障がい者が適切に医療を受けられる体制の検討)</b></p>
<p>5 <u>知的障がい児・者の医療課題について、医療、福祉両面から検討するための検討会を立ち上げ、健康な状態における日々の健康管理や利用者に係る入院時の対応等について、課題を整理するとともに、対応策を検討する。</u></p>	<p>5-1 <u>利用者に係る入院時の対応等について、課題を整理する。</u></p> <p>5-2 <u>民間施設における入院時の対応等について、情報収集する。</u></p> <p>5-3 <u>収集した課題等について、対応策を検討する。</u></p>
(略)	(略)



### 3 今後の県立障害者支援施設のあり方について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」（以下「方向性ビジョン」という。）の中で示した各県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）の方向性について、現在の取組状況を報告する。  
**（方向性ビジョンでの位置付け）**

(1) 県立施設として継続 地方独立行政法人による運営に移行する	中井やまゆり園
(2) 民間法人へ移譲 移譲に向けて、利用者や家族、現指定管理者（指定管理施設のみ）の意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の検討を進め、調整がついた施設から順次、移譲していく。	さがみ緑風園 厚木精華園 三浦しらとり園
(3) 引き続き方向性を検討 指定管理や施設の再整備の状況を踏まえて、引き続き検討していく。	芹が谷やまゆり園 津久井やまゆり園 愛名やまゆり園

#### (1) 県立施設として継続する施設

##### ア 中井やまゆり園

令和8年4月に新たな地方独立行政法人（以下「法人」という。）を設立し、同時に中井やまゆり園を同法人による運営に移行することを目指している。

#### (ア) 検討状況

##### a 法人制度

- 法人組織の基本となる定款（法人の名称、目的、業務の範囲等）の検討を進めている。

##### b 組織体制

- 法人が障害者の地域での暮らしを支えるため事業者や住民と連携して、地域づくりに取り組むとともに、当事者目線の支援による利用者の行動変化などを現場職員自ら研究し、その成果を実践する組織体制の検討を進めている。

##### c 人事・給与制度

- 法人の人事・給与制度及びプロパー職員の採用計画、県職員の派遣体制等の検討を進めている。

##### d 財務・会計制度

- 法人の財務・会計制度、法人に出資する財産の整理等の検討を進めている。

##### e 情報システム

- 情報システム基本構想・計画、ネットワーク環境等の検討を

進めている。

#### f 福祉科学研究・人材育成

- ・ 有識者が構成員となる福祉科学検討会を令和6年6月6日に開催し、研究テーマや体制、人材育成の内容等の検討を進めている。
- ・ 研究に必要な外部資金等（国・民間企業等）の活用の検討を進めている。
- ・ 虐待事案の検討等をテーマとした福祉倫理の議論を、県立施設の人材育成の取組として進めていく予定である。

#### (4) 推進体制

- ・ 遅滞なく法人設立準備を進めるため、検討内容ごとの推進体制を福祉子どもみらい局内に設置し推進している。
- ・ 法人設立準備に専門的知識及び経験を有する事業者に、助言や情報提供などの支援業務を委託している。

#### (ウ) 今後のスケジュール

- |         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 令和6年12月 | 第3回県議会定例会厚生常任委員会に定款素案を報告       |
| 令和7年2月  | 第1回県議会定例会に定款案を提出               |
| 令和7年度中  | 県議会に中期目標案等を提出<br>総務大臣による法人設立認可 |
| 令和8年4月  | 法人の設立                          |

## (2) 民間法人への移譲を検討する施設

### ア さがみ緑風園

#### (7) 現状

- ・ 平成14年の開設時は定員160名の大規模施設であったが、入所者の減少が続き、現在の入所者数は35名（定員50名）である。
- ・ このため、2階建ての建物のうち居住フロアとして使用しているのは、2階の一部だけとなっている。
- ・ 最重度の身体障害者用の施設として、民間施設に比べて広く、ゆとりを持ったつくりの建物であり、維持・管理費がかかる。

#### (4) 検討状況

- ・ 築21年が経過し、老朽化により修繕が必要な箇所も生じているため、民間移譲後の運営コストを試算している。
- ・ 建物の使用していない1階（事務室を除く）部分と2階の一部の活用方法について、関係者から意見を伺いながら検討を進める。

## イ 厚木精華園

### (7) 現状

- ・ 市街地から離れた立地であり、園外での日中活動の機会や地域との交流の場が少ない状況である。また、高齢の知的障害者支援のモデル施設であったことから高齢者が多く、地域生活移行が進んでいない。
- ・ 隣接地は土砂災害特別警戒区域に指定されている。
- ・ 建物は築29年が経過し、定員112名の大規模施設で、2人部屋が中心の多床室となっている。
- ・ 指定管理は令和7年度までであり、今年中に、令和8年度以降の運営方針を示す必要がある。

### (4) 検討状況

利用者一人ひとりの希望に応じた暮らしのあり方や、安全性の観点から、民間移譲に向けた課題への対応について、利用者や家族、関係者などから意見を伺いながら検討を進める。

## ウ 三浦しらとり園

### (7) 現状

- ・ 知的障害児と知的障害者の複合施設である。
- ・ 建物は築41年が経過し、児者あわせて定員152名の大規模施設で、多床室が中心となっており、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。

### (4) 検討状況

再整備にあたっては、移譲条件を含め、将来的にどのような施設のあり方がふさわしいか、検討を進める。

## (3) 引き続き方向性を検討する施設

### ア 芹が谷やまゆり園及び津久井やまゆり園

#### (7) 現状

- ・ 両園ともに建物は小規模ユニット施設として整備されている。
- ・ 園外に日中活動の拠点を設置し、又は設置する計画があるなど、積極的に地域生活移行に取り組もうとしている。

#### (4) 検討状況

両園とも指定期間が令和9年度までであり、利用者や家族、関係者などからしっかりと意見を伺いながら、遅くとも令和8年中には方向性を示せるよう検討を進める。

## イ 愛名やまゆり園

### (7) 現状

- ・ 県全域からアクセスがしやすく、障害福祉サービス事業所をはじめ、地域資源が豊富な県央地域に立地している。
- ・ 建物は築38年が経過し、定員120名の大規模施設で、4人部屋が中心の多床室となっており、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。
- ・ 指定管理は令和7年度までであり、今年中に、令和8年度以降の運営方針を示す必要がある。

### (4) 検討状況

- ・ 県立施設として存続し、中井やまゆり園とともに、地方独立行政法人が一体的に運営することを視野に入れて、今後、利用者や家族、関係者などに意見を伺いながら、検討を進める。
- ・ 現在の大規模施設を再整備するにあたっては、将来的に、利用者の方々が地域に溶け込んで暮らせるようにするためには、どのようなあり方がふさわしいか、外部有識者等の意見を伺いながら、検討を進める。

### (参考：県立施設の概要)

施設名 (所在地)	管理方法	主な対象	定員	築年数 (部屋)
中井やまゆり園 (中井町)	直営	知的障害者	140人	築24年 (個室・多床室)
さがみ緑風園 (相模原市南区)	直営	身体障害者	50人	築21年 (個室中心)
芹が谷やまゆり園 (横浜市港南区)	指定管理	知的障害者	66人	築2年 (個室)
津久井やまゆり園 (相模原市緑区)	指定管理	知的障害者	66人	築2年 (個室)
愛名やまゆり園 (厚木市)	指定管理	知的障害者	120人	築38年 (多床室中心)
厚木精華園 (厚木市)	指定管理	知的障害者	112人	築29年 (多床室中心)
三浦しらとり園 (横須賀市)	指定管理	知的障害児 知的障害者	40人 112人	築41年 (多床室中心)

## Ⅱ 多文化共生に向けた取組について

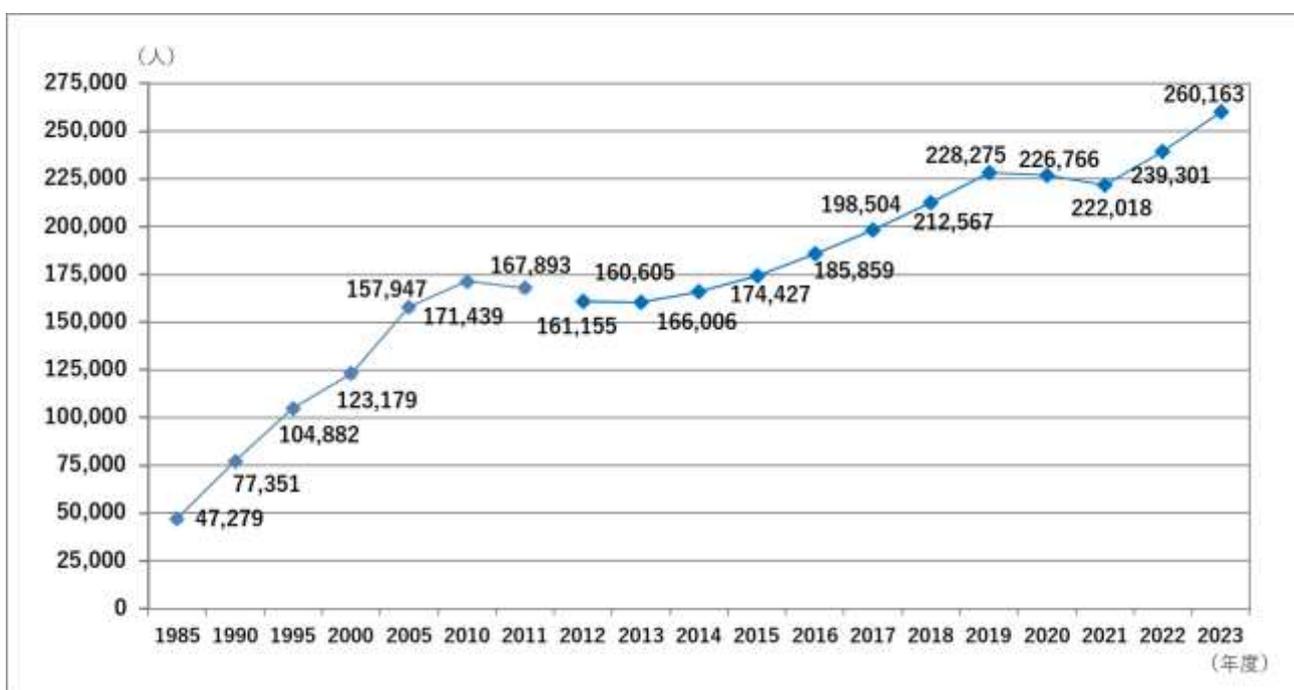
### 1 外国籍県民の現状

#### (1) 本県に誇す外国籍県民の状況

県内の外国籍県民は、2024（令和6）年1月1日現在、260,163人で、県民の約35人に1人が外国籍県民であり、県民比率で 2.82%を占めている。

国籍（出身地）別では、中国が74,592人で全体の28.7%を占め、続いて、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパールの順となっている。

#### < 県内の外国籍県民数 >



※ 2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数（なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ）

※ 住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なるので、2011（平成23）年以前のデータと単純に比較することはできない。

<国・地域別の状況>

		2019年度 (2020.1.1)	2020年度 (2021.1.1)	2021年度 (2022.1.1)	2022年度 (2023.1.1)	2023年度 (2024.1.1)
1位	国・地域	中国	中国	中国	中国	中国
	外国人数(人)	73,136	71,386	68,445	70,390	74,592
	構成比(%)	32.0	31.5	30.8	29.4	28.7
2位	国・地域	韓国	韓国	ベトナム	ベトナム	ベトナム
	外国人数(人)	27,964	27,138	26,478	29,203	34,186
	構成比(%)	12.3	12.0	11.9	12.2	13.1
3位	国・地域	ベトナム	ベトナム	韓国	韓国	韓国
	外国人数(人)	24,269	26,191	26,225	26,733	26,770
	構成比(%)	10.6	11.5	11.8	11.2	10.3
4位	国・地域	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン
	外国人数(人)	23,076	22,825	22,960	24,358	25,574
	構成比(%)	10.1	10.1	10.3	10.2	9.8
5位	国・地域	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ネパール	ネパール
	外国人数(人)	8,866	8,749	8,410	9,564	11,928
	構成比(%)	3.9	3.9	3.8	4.0	4.6

※ 2012年度までは「中国」に「台湾」を含んでいたが、2013年度調査から別に集計している（新しい在留管理制度で交付される在留カード及び特別永住者証明書では、国籍・地域欄に「台湾」と表示されることとなったため、別に集計が可能となった）。

※ 2015年度までは「韓国・朝鮮」として集計していたが、同年度から法務省が実施する在留外国人統計において「韓国」「朝鮮」が分離集計されたことから、2016年度調査から別に集計している。

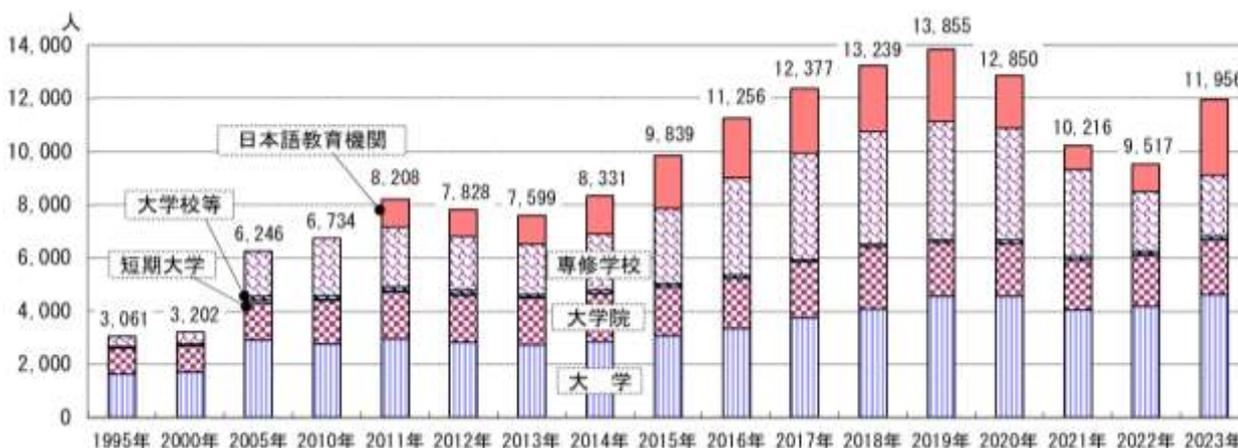
## (2) 留学生の状況

県内の外国人留学生は、2023（令和5）年5月1日現在11,956人で、前年度に比べ2,439人増加している。

学校種別では、大学が一番多く、続いて日本語教育機関、専修学校（専門課程）、大学院、大学校等、短期大学の順となっている。

主な出身国・地域はアジアが上位の5位を占め、中国が5,563人で、1990（平成2）年以降第1位を維持する一方、ネパールが第2位、ベトナムが第3位となり、昨年度と順位が入れ替わった。

### < 県内の外国人留学生数 >



### < 出身国（地域）別留学生数（上位5か国の推移） >

(単位：人)

	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)
1	中国 1,118	中国 1,379	中国 1,683	中国 4,127	中国 3,792	中国 5,032	中国 4,718
2	台湾 490	韓国 824	韓国 744	韓国 847	韓国 1,153	韓国 1,294	韓国 1,173
3	韓国 403	台湾 407	台湾 216	台湾 201	台湾 279	タイ 261	台湾 224
4	インドネシア 55	マレーシア 90	タイ 84	タイ 142	タイ 256	台湾 216	タイ 201
5	マレーシア 47	タイ 57	マレーシア 71	マレーシア 134	ベトナム 171	ネパール 183	ネパール 188
国(地域)数	46	66	72	87	94	101	100

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)
1	中国 4,386	中国 4,173	中国 4,514	中国 4,655	中国 5,171	中国 5,815	中国 6,044
2	韓国 1,007	ベトナム 910	ベトナム 1,492	ベトナム 2,218	ベトナム 2,401	ベトナム 2,537	ベトナム 2,484
3	ベトナム 314	韓国 886	ネパール 835	ネパール 1,178	ネパール 1,291	ネパール 1,196	ネパール 1,367
4	タイ 244	ネパール 455	韓国 776	韓国 736	韓国 774	韓国 781	韓国 947
5	台湾 236	タイ 306	タイ 329	台湾 401	台湾 470	台湾 408	台湾 464
国(地域)数	108	110	115	116	120	127	121

	2020 (R02)	2021 (R03)	2022 (R04)	2023 (R05)
1	中国 5,990	中国 5,494	中国 5,001	中国 5,563
2	ベトナム 2,236	ベトナム 1,695	ベトナム 1,246	ネパール 1,176
3	ネパール 1,213	ネパール 661	韓国 791	ベトナム 1,101
4	韓国 892	韓国 613	ネパール 457	韓国 910
5	台湾 346	台湾 252	台湾 249	スリランカ 452
国(地域)数	113	107	120	128

※ 中国には、平成10年度から香港、平成11年度からマカオを含む。

## 2 多文化共生の取組

### (1) かながわ国際施策推進指針

県では、国際施策の計画的な実施に向けて、1991（平成3）年5月に「かながわ国際政策推進プラン」を策定して、様々な施策に取り組んできた。

2004（平成16）年からは、「かながわ国際施策推進指針」（以下「指針」という。）を策定し、改定を行ってきたが、本県を取り巻く国際環境や外国籍県民等に係る状況の変化に対応し、国際施策の推進に取り組むため、2024（令和6）年3月に改定し、第5版を策定した。

#### 【参考】「かながわ国際施策推進指針（第5版）」の概要

##### 1 めざす姿

「幅広い協働と連携による平和な多文化共生社会の実現」  
「神奈川の強みを生かしたグローバル戦略の展開」

##### 2 基本目標と施策の方向

###### 基本目標1 多文化共生の地域社会づくり

- 施策の方向1 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり
- 施策の方向2 日本語教育の充実
- 施策の方向3 外国につながるのある子どもたちへの支援
- 施策の方向4 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援
- 施策の方向5 災害時などにおける外国籍県民等への支援
- 施策の方向6 多文化理解の推進

###### 基本目標2 神奈川の強みを生かした国際展開

- 施策の方向7 県内企業の海外展開支援と外国企業の誘致
- 施策の方向8 「ヘルスケア・ニューフロンティア」の推進・発信
- 施策の方向9 外国人観光客の誘致促進
- 施策の方向10 「マグカル」の推進

###### 基本目標3 グローバル人材などの活躍促進

- 施策の方向11 神奈川の特徴を生かした国際協力・交流の推進
- 施策の方向12 国際社会で活躍できる人材の育成
- 施策の方向13 外国人材の活躍促進
- 施策の方向14 外国人材が働きやすい環境づくり

###### 基本目標4 非核・平和意識の普及

- 施策の方向15 非核・平和意識の普及

###### 基本目標5 県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進

- 施策の方向16 県民活動への支援や協働・連携
- 施策の方向17 基地対策の推進
- 施策の方向18 拉致問題の風化防止と県民の理解促進

## (2) 多文化共生の取組の状況

多文化共生については、指針において定めた「めざす姿」に向かって、基本目標1「多文化共生の地域社会づくり」に沿って、着実に取組を進めている。

### ア 基本目標1 多文化共生の地域社会づくり

#### (ア) 施策の方向1 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり

##### a 外国籍県民等のための相談体制や情報提供の充実

- ・ 多言語対応のワンストップ相談窓口である「多言語支援センターかながわ」において、相談対応や情報提供を行う。
- ・ 外国籍県民相談窓口において、法律・教育などの相談対応を行う。
- ・ 外国人労働相談窓口において、労働問題、労働トラブルなどの相談に多言語で対応する。

##### b 外国籍県民等への生活支援の充実

- ・ 行政窓口相談や公立学校面談など、くらしに必要な公的サービスを外国籍県民等が受ける際に、NPO法人などと連携し、通訳ボランティアの派遣を行う。
- ・ 行政手続きなどでサポートを必要としている外国籍県民等を支援するため、市町村窓口などに同行する。

##### c 外国籍県民等への医療・福祉サービスの推進

- ・ 外国籍県民等が安心して適切な医療を受けられるよう、NPO法人などと連携し、医療通訳ボランティアの派遣を行う。
- ・ 外国籍県民等を対象に年金、在留資格など、日本の社会制度を学ぶセミナーを実施する。

##### d 外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の推進

- ・ 教員、児童相談所職員などを対象に外国籍県民等の状況や在留資格などの関連制度に係る研修を実施する。

##### e 外国籍県民等の県政への参加促進

- ・ 外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場として、外国籍県民を委員とする会議を開催する。

##### f 外国籍県民等の人権の尊重

- ・ ヘイトスピーチなどの外国籍県民等に関する様々な人権問題を解消するため、リスティング広告などによる啓発活動やインターネット上の差別的な書き込みのモニタリング等を実施する。

(イ) 施策の方向 2 日本語教育の充実

a 市町村や関係機関などと連携した地域日本語教育体制の整備

- ・ 各地域のニーズや実情に応じたプログラムの提案・調整などを行う地域日本語教育コーディネーターを配置する。
- ・ 日本語初心者や外国籍県民等に対して、専門家による日本語講座などを実施する。
- ・ 日本語教室の運営などに取り組む市町村に対して補助する。

b 地域の日本語教育活動を支える人材育成とネットワークづくり

- ・ 日本語ボランティアなど、地域の日本語教育活動にかかわる方などに対して、研修を実施する。
- ・ 日本語教育に関する理解や関心を深めるフォーラムを開催する。

c 地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国籍県民等の日本語学習へのアクセス促進

- ・ 「多言語支援センターかながわ」や市町村などと連携し、日本語学習機会や多言語生活情報を提供する。

d 外国につながるのある子どもたちへの日本語教育の推進

- ・ 県立高校において、NPOなどの地域人材と連携し、外国につながるのある生徒に対して、日本語の学習支援などを行うとともに、入学予定者に対して、プレスクールとして日本語の学習支援などを行う。

e 外国人労働者などへの日本語教育の推進

- ・ 企業で働く外国人労働者等に対して日本語講座を実施する。

(ウ) 施策の方向 3 外国につながるのある子どもたちへの支援

a 外国につながるのある子どもたちの教育機会の拡大

- ・ 外国人学校に通う子どもたちに対して、保護者の所得区分に応じて学費の補助を行う。
- ・ 県立高校において在県外国人等の入学者選抜特別募集を行うとともに、外国につながるのある子どもたちに対する入学者選抜説明会での通訳対応などを行う。

b 外国につながるのある子どもたちの教育の充実

- ・ 県立高校において、NPOや地域のサポーターと連携して、日本語学習支援や教職員研修会などを行う。
- ・ 県立高校に通訳を派遣して、生徒指導のための保護者との意思の疎通を図る。
- ・ 公立小・中学校の教員を対象とした国際教室担当者連絡協議会を開催する。

- c **教員や支援者などへの研修の推進**
    - ・ 行政書士会などと連携し、県立高校等の教員向けに在留資格に係る研修を実施する。
  - d **外国籍県民等への子育て支援の推進**
    - ・ 市町村職員や保育士など、子育て支援関係者に対する研修を実施する。
- (I) **施策の方向4 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援**
- a **「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」を中心とした留学生支援の拡充**
    - ・ 「KANAFAN STATION」を運営し、情報提供や交流スペースの提供を行うほか、生活や就職に係る相談対応等を実施する。
  - b **教育機関、NPO、企業などと連携した留学生のための支援**
    - ・ 教育機関やNPO、企業などと連携した取組や情報発信などを行う。
  - c **卒業・修了後における県内での就職支援**
    - ・ 県内企業との合同会社説明会や留学生の採用を検討している県内企業との交流会を実施する。
- (オ) **施策の方向5 災害時などにおける外国籍県民等への支援**
- a **災害時などにおける外国籍県民等向けの相談対応・情報提供の推進**
    - ・ (公財) かながわ国際交流財団等と連携して災害多言語支援センターの設置訓練を実施する。
  - b **災害通訳ボランティアの拡大、研修の実施**
    - ・ 災害時に、災害多言語支援センターと連携して活動する災害通訳ボランティアに対して研修を実施する。
- (カ) **施策の方向6 多文化理解の推進**
- a **地域における多文化理解の推進**
    - ・ 地球市民かながわプラザなどにおいて、講座などを実施するとともに、図書資料や映像資料の閲覧・視聴サービスを提供する。
    - ・ 多文化共生イベント「あーすフェスタかながわ」を開催する。
  - b **学校教育における多文化理解の推進**
    - ・ 国際教育などを充実し、児童・生徒の多文化理解を推進するとともに、英語を用いた実践的なコミュニケーションを行うための能力を育成する。
  - c **多文化理解を深めるための講座・研修などの実施・充実**
    - ・ 外国籍県民等の多様な文化的背景や生活上の課題など、多文化理解を促進するためのセミナーなどを開催する。

### Ⅲ 困難な問題を抱える女性等への支援について

日常生活又は社会生活を円滑に営む上で、様々な事情により困難な問題を抱える女性及びそのおそれのある女性の福祉の増進を図るため、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行された。

困難な問題を抱える女性や、配偶者等からの暴力被害者等の意思が尊重され、自立に向けて多様な支援が切れ目なく実施されるよう、令和6年度を初年度とする「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」（以下「女性等支援計画」という。）を策定したので報告する。

#### 1 困難な問題を抱える女性等の現状

女性を取りまく状況は、女性の就業率の上昇、働き方の多様化や、婚姻に関する意識や家族関係など変化しており、予期せぬ妊娠・出産、女性に対する暴力、生活困窮、性被害問題等、女性が女性であるが故に抱える問題は複雑化し、支援ニーズも一層多様化している。

こうした社会的に弱い立場にある、困難な問題を抱える女性をできるだけ生み出さないようにするとともに、困難な問題を抱えた方を自立へとつなげ、社会全体で支援していくことが課題となっている。

##### (1) 相談・一時保護件数

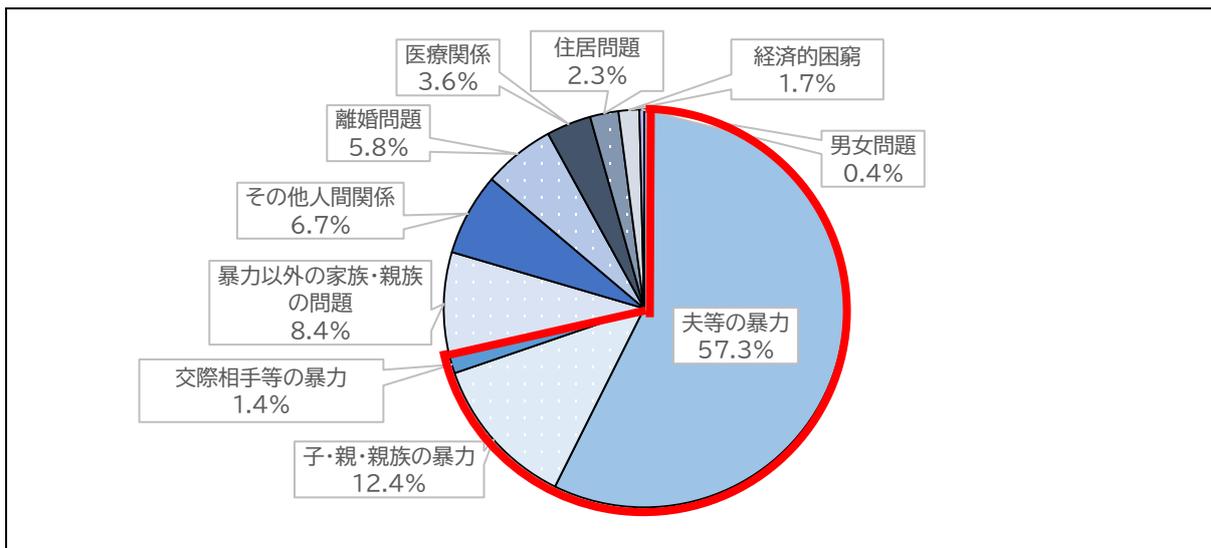


※ 県共生推進本部室調べ

県内の女性相談支援員が受け付けた相談件数は、新型コロナウイルス感染症のまん延当初の2020（令和2）年度をピークに、近年は20,000件前後で推移している。

また、DV被害者や住まいがない方など、当事者の生命を守り、安全を確保するための一時保護件数は、近年200件台で推移している。

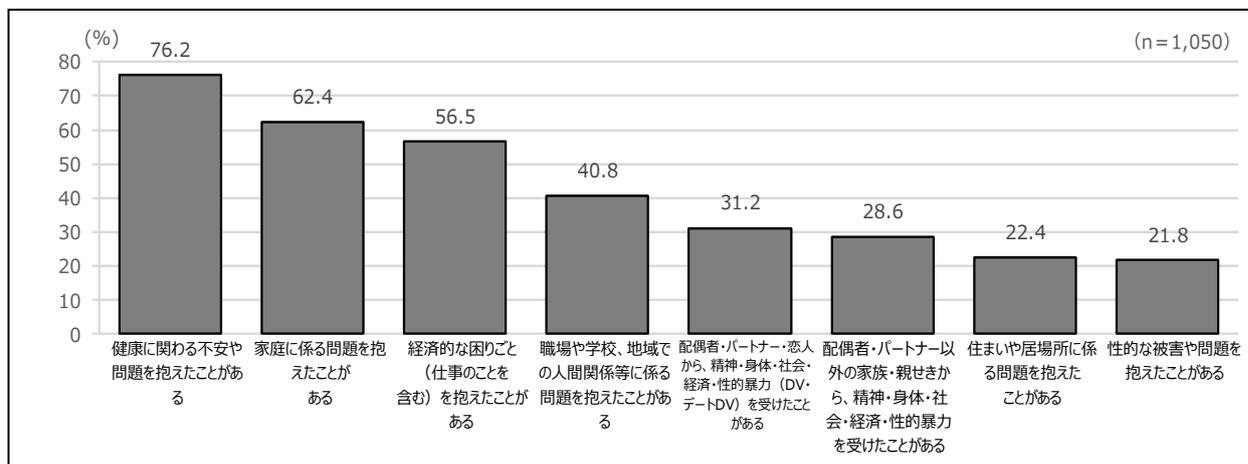
## (2) 女性相談支援員が受けた相談の内容



※ 県共生推進本部室調べ

県内の女性相談支援員が受けた相談の主訴として最も多いのが「夫等の暴力」である。2022（令和4）年度では、「夫等の暴力」が半数以上を占め、「夫」「子・親・親族」「交際相手」等を合わせると、全体の約7割が暴力被害を主訴としている。

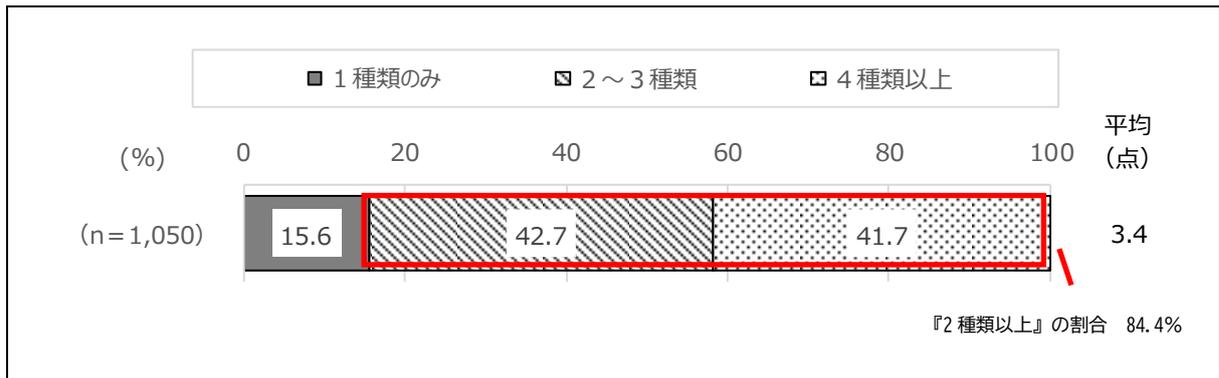
## (3) 抱える困難の状況



※ 出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

困難な問題を抱える女性当事者に実態調査を行ったところ、抱える困難として「健康に関わる不安や問題」（76.2%）の割合が7割を超えて最も高く、次いで「家庭に係る問題」（62.4%）、「経済的な困りごと」（56.5%）となっている。

#### (4) 抱える困難の数



※ 出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

女性が抱える困難な問題は、近年、複雑・多様化、かつ、複合的なものになっていると言われており、抱える困難の数（種類）をみると、「2～3種類」（42.7%）と「4種類以上」（41.7%）がそれぞれ4割強を占め、8割以上の方が複合的な困難を抱えている。

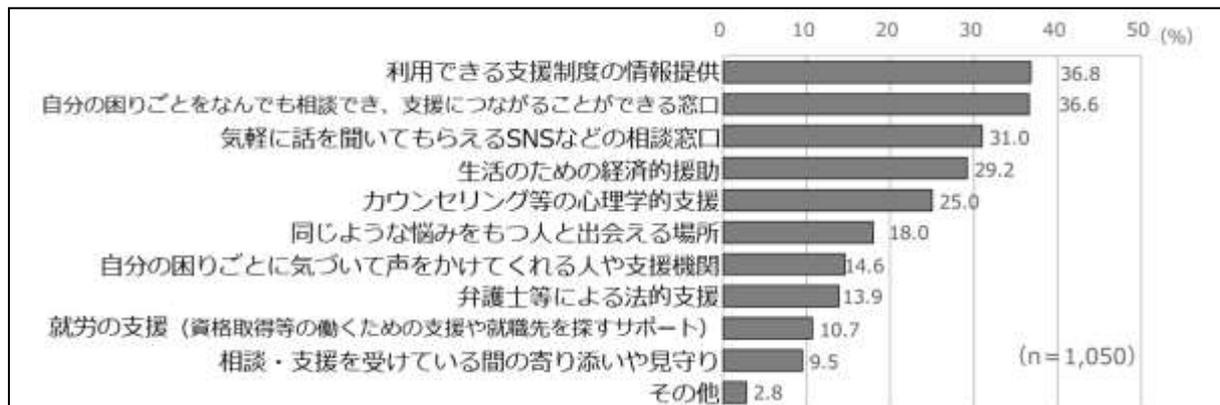
#### (5) 困難への対応状況



※ 出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

困難な状況に陥った際の対応状況は、「ほぼ何もしていない」の割合が最も高く、それぞれ4～6割強を占めている。

## (6) 悩み、困りごとを解決するために求める支援の内容



※ 出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

抱える困難を解決するために求める支援の内容は、「利用できる支援制度の情報提供」（36.8%）と「自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながるができる窓口」（36.6%）の割合がそれぞれ4割弱と高く、次いで「気軽に話を聞いてもらえるSNSなどの相談窓口」（31.0%）、「生活のための経済的援助」（29.2%）となっている。

## 2 女性等支援計画の概要

### (1) 対象者

様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性及びDV被害者

### (2) 基本目標

困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現

### (3) 基本理念

#### ア 人権を尊重し、ジェンダー平等の実現に資する支援

DV被害や、女性等を巡る困難な問題は、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという認識の下、国籍や生まれた場所、疾病や障害、過去の経験に起因する様々な事柄に対する差別を受けず、自立して暮らすことができるよう人権に配慮した支援を実施する。

#### イ 当事者目線に立った支援

困難な問題を抱える女性等の目線に立ち、当事者の意思を尊重して、多様化したニーズに応じた支援を実施する。

#### ウ 様々な機関と連携・協働した切れ目のない支援

国及び県・市町村の関係機関、柔軟な視点できめ細かい支援を行う民間団体、専門機関等の様々な機関と幅広く連携・協働しながら、早期発見、相談、一時保護、自立支援まで、切れ目のない支援を実施する。

### (4) 女性等支援の取組

#### ア 重点目標 1 関係機関と連携・協働した支援体制の充実

##### 施策の方向 1 連携支援体制の充実

- ・ 県、市町村、民間団体、関係機関で構成される支援調整会議を組織する。
- ・ 民間団体や市町村と連携し、多様な保護施設、自立支援施設を設置する。
- ・ 当事者の自立支援活動等を行う民間団体の取組みを支援する。

## **施策の方向2 支援のための人材育成**

- ・ 相談・支援に対応する職員の資質向上のため、当事者が利用できる施策について情報共有を行い、当事者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための研修を行う。
- ・ 支援者の心の健康を保ち、より良い支援を実施できるよう、組織内でのスーパービジョンを実施するなど、メンタルヘルスケアの充実に努める。

## **イ 重点目標2 早期発見・対応と周知啓発**

### **施策の方向3 早期発見・対応**

- ・ 民間団体等と協働して、SNSを活用するなど効果的な手法により、若年層をはじめ相談につながっていない当事者の早期発見に努める。
- ・ 相談に来ることが難しい当事者に対し、自宅等を訪問し、早期把握して支援につなげる。
- ・ 当事者が気軽に立ち寄り、相談員又は他の当事者とのつながりの持てる居場所を提供する。

### **施策の方向4 周知・啓発や未然防止の取組み**

- ・ 困難な問題を抱えたときに利用できる制度及び相談ができる各種相談窓口を、様々な方法で周知・啓発する。
- ・ 暴力防止について、啓発冊子の作成・配布、インターネット動画、イベントや啓発講座の実施などにより周知・啓発する。

## **ウ 重点目標3 安心して相談できる体制の整備**

### **施策の方向5 相談支援の充実**

- ・ 女性相談支援員を配置し、相談・情報提供・連絡調整等を行い、当事者に寄り添いながらその意思決定を支援する。
- ・ 女性のための総合相談窓口を設置し、民間支援団体の知見を活用して、困難を抱える女性の早期発見から相談、専門相談窓口への付き添い等、課題解決に向けて、寄り添った支援を実施する。
- ・ 生活の様々な困りごとに関する制度や相談窓口の情報を一元化した総合サポートサイトを運営する。
- ・ 当事者の気持ちの整理がつかず、一時保護等の支援の方向性の自己決定が難しい場合に、安全確保等の必要な支援を行うため、一時的に宿泊場所を提供する。

- ・ DV被害者が、状況に応じて相談ができるよう、電話・面接・SNS、専門相談、多言語相談、男性相談等多様な方法で相談支援を実施する。

## **エ 重点目標4 安心・安全が守られる保護体制の整備**

### **施策の方向6 当事者の安全確保を図るための一時保護等の支援**

- ・ 市町村や民間団体と連携し、一時保護が必要な当事者に対して、本人の意思を尊重し、その状況に合わせた迅速かつ適切な一時保護を実施する。
- ・ 当事者の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を実施する。
- ・ 一時保護所に看護師や心理士を配置し、利用者の健康面や心理面のケアを行う。
- ・ DVや家族間暴力と児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図る。

## **オ 重点目標5 自分らしく暮らすための自立支援の促進**

### **施策の方向7 安心・安全な生活に向けた支援**

- ・ 当事者の意思を尊重しつつ、日常生活を円滑に送るための生活支援を実施する。
- ・ 無料低額宿泊所において、女性が安心して過ごせる環境整備や運営を促進するための支援を行う。

### **施策の方向8 女性自立支援施設等における切れ目のない支援**

- ・ 女性自立支援施設を設置し、当事者が中長期に滞在できる落ち着いた環境で心身の健康の回復を図り、自立に向けた準備が行える体制を整備する。
- ・ 女性自立支援施設の退所後、自立した生活を送る上で課題を抱えている退所者に、自立に向けた支援を行う。